

事業概要

●調査の背景・目的

医薬品等の広告については、近年、消費者にとっても日常的なものとなっているが、中には根拠の乏しい記述やダークパターン等の手法を用いるものなど問題の見られるものも多い。一方、医薬品等の広告についての規制根拠である薬機法は適格消費者団体の差止請求の根拠条文となっておらず、同法違反を元に直接的な差止請求を行うことができないことから、医薬品等の広告に対する差止請求の手法について検討することとした。

●実施内容

- ・ 規制根拠である薬機法、医薬品等適正広告基準などの医薬品等に関する法令や、ガイドライン等の検討。
- ・ 全国の適格消費者団体のホームページを精査し、医薬品等の広告に対する差止請求の行使事案(全33事案)を整理・分析し、傾向を把握。
- ・ 医薬品等の広告に対する差止請求権行使を少しでも容易にする手法の検討。

実施結果

●法令等の検討結果

薬機法を受けた厚生労働省の通知である医薬品等適正広告基準及び医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等の記載は、かなり具体的かつ詳細な記載がなされており、これらを景表法違反の解釈に利用すること、及び、情報収集の資料とすることが有用と思われた。

●医薬品等の広告に対する差止請求権行使の事案の分析結果

- ① 内容面では、定期購入についての広告表示を問題とするものが多く、効能等に関する表記を取り上げているものも一部見られた。
- ② 差止請求の根拠としては、景品表示法上の優良誤認表示、有利誤認表示を根拠として行われているものが多くみられた。
- ③ 問題点の把握や根拠条文の選択については、適格消費者団体ごとに一定の傾向が見られた。

提言

- ① 医薬品等適正規制広告基準及び医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等の詳細な記載を、景表法を根拠に差止請求権行使をする際の根拠づけとして使用したり、あるいは、これらの広告基準に違反していることを根拠に不適当な広告表記の削除を求める要請活動を行うなど、積極的に利用していくべきである。
- ② これら広告基準等は、薬機法上記載が許される効果効能の範囲の記載など、情報収集のツールとしても有用である。